

教職員の懲戒処分について

強姦性交等罪で起訴された教職員に対し懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
小学校	教諭	34歳	男	懲戒 免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
小学校	校長	59歳	男	懲戒減給1/10 1月

2 処分年月日

平成30年10月18日(木)

3 事案概要

被処分者(当事者)は、女子児童に対する強姦性交等罪の容疑で、平成30年8月1日付けで逮捕され、その後、平成30年8月22日付けで起訴された。

平成30年10月11日の第1回公判において、起訴内容を認めた。

4 再発防止に向けての対応

- (1) 教職員に対するセルフチェックシートの項目の中に、「わいせつ・セクハラ」に関する懲戒処分の指針及び千葉市の処分事例の項目を追加した。
- (2) 既存の体罰・セクハラ調査へ「見たり聞いたりしたことはないか」等の第三者視点の項目を追加する。
- (3) 教育委員会ホームページに保護者向けの相談窓口を開設し、10月18日に各学校から保護者へ案内文を配布した。
- (4) 管理職を対象にした「セクシャルハラスメントの防止」に関する研修会を実施し、各学校の教諭へ研修を受けた管理職が伝達研修を実施する。また、経年研修等の機会を利用し「セクシャルハラスメントの防止」に関する研修会を実施する。